

経産省の HP から丸山作成。本番では色々注を付ける必要あり。

今回ヒアリングした大熊町ふるさと再興メガソーラーもえこえね南相馬研究機構もともに買取り価格が32円の時代に事業を開始したため10年ないし20年間は約32円での買取りが約束されており、利益を出すことができ事業をやっていくことができている。もっとも、買取価格が11円まで下がった今の状況では、生計をたてていくことは難しく、あらたに再生可能エネルギー発電事業を収入を得ることを目的として始めることは現実的に厳しいとの認識を猪狩さんも髙橋さんも有していた。また、2022年4月からは従来のFIT制度がFIT・FIP制度となり発電事業者が電力を市場で売買できるようになったものの、やはり厳しい現状は変わらない。

### (4) 考察

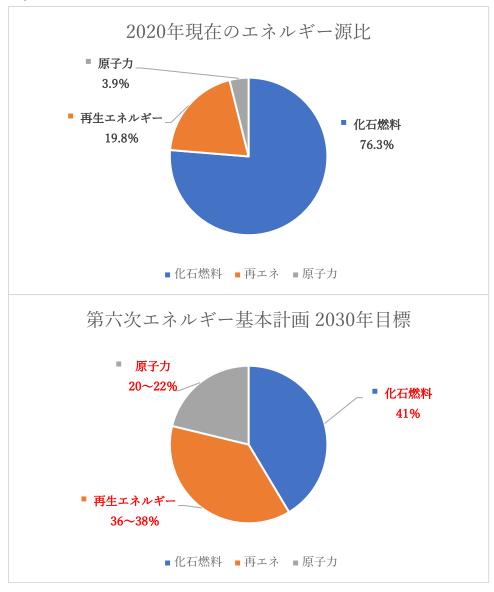
12 年前のあの日、原発の安全神話は崩壊した。これまで万が一のときでも制御可能であると思いこんでいた私たちは、大きな教訓を得たのである。事故後日本の全原発は稼働を停止したものの、2013 年に「世界でもっとも厳しい」とされる新基準が環境省の外局として、経産省から独立して 2012 年に設置された原子力規制委員会により策定され、それに沿って再稼働し始めた原発も少なくない。日本政府は、事故後リスクの大きさや環境問題への関心から脱・原発を模索し再生可能エネルギーの促進を図った。しかし、日本が資源が少ない土地柄であることもあり、原発に変わる有力なエネルギー源をついに見い出せなかった。

日本政府は2018年に第五次基本エネルギー計画を発表<sup>5</sup>、2021年にはそれに若干の修正 を加えた形で第六次エネルギー基本計画を閣議決定した。この計画においては2030年時点

-

<sup>5</sup> 新しくなった「エネルギー基本計画」、2050 年に向けたエネルギー政策とは? | スペシャルコンテンツ | 資源エネルギー庁 (meti.go.jp)

での電源構成比を再エネ 36~38%、原発 20~22%、化石燃料 41%とすることを目標として掲げている。2020 年現在においては、再エネは 19.8%、原発が 3.9%、化石燃料は 76.3% であり、政府としては化石燃料は大幅に減らし、その分を再エネと原発で補うことを画策している。もっとも、計画に従えば再エネ微増であり、原発の再稼働に前向きな姿勢がうかがえる。



あの事故から 12 年が経とうとする今、日本政府のこのような計画に私たちはどのように考えるべきか。原発の持つ大きなリスクを承知のうえで原発推進に賛成することは歴史の教訓を忘れた愚行なのだろうか。フクシマの状況を直視し、脱・原発を訴え、その代替として再生可能エネルギーを持ち出すことは日本の現実を見ない空想主義者なのだろうか。私たちはこれらの命題の両方ともを拒否しなければならないだろう。私たちは、今回の調査で「原発自体は悪くない・恨んでいない」と答えた地元住民の声を無視すべきではない。原

発が、地元の経済を活性化させ、1973年の1号機運転開始以来約38年にわたって無事故のまま運転を継続し福島を、日本を支えてきたからだ。これらのことを考えて、原発の安全性につき、事前に慎重な検討ができる仕組みを構築したり、事故後の対応や責任の所在を明確にすることで原発の稼働を認める立場をとることも一つの立場ではないか。

では、脱原発を主張することはどうだろう。この意見にはおそらく、再生可能エネルギーは日本国民の電力源として量的に原発を代替し得ないとの反論がなされるだろう。しかし、私たちはこの意見にも疑いを挟むべきだ。「絶対に~しない」という神話は神話でしかなかったことは福島の事故で痛いほど思い知らされた。近年、SDGs への関心の高まりもあり、世界中が再生可能エネルギーの推進にこれまでにないほど躍起になっている。科学技術の進展も目覚ましい。再生可能エネルギーが日本の電力を支える主電源になりうる日が来ると信じることは馬鹿げているだろうか。すくなくとも、再生可能エネルギーの可能性を私たちは大熊町で、南相馬で見た。また、私たちはそうはいっても第1原発の操業開始から38年後、耐え難いほどのしっぺ返しを食らったことを軽視してはならない。原発事故の問題は、単に環境や生命体を汚染し、危険にさらすことにとどまらない。原発事故はコミュニティの破壊や当該地域社会の離散・消滅をもたらすこととなった。電力消費の多い大都市のために、地域社会を破壊することは到底正当化できないことは論を待たない。そこに存在する生命、文化、伝統の価値に軽重はないからである。

2022 年 2 月 24 日、ロシアがウクライナに侵攻した。石油の多くをロシアからの輸入に頼る日本では、日本の安定的なエネルギー供給の脆さが図らずも露呈した。これによるエネルギー逼迫に対応するために原子力の活用を主張する向きもあるが、慎重な検討が必要であることは言うまでもない。

原発再開の是非については様々な立場がある。事実、ヒアリングを行った班員も必ずしも 同じ一つの立場を共有するものではない。それは、被災地の人々が、必ずしも同じ一つの立 場を共有するものではないことと同じである。しかし、将来の日本がどうあるべきかを考え、 そのために原発はどう扱われるべきかを議論することは極めて重要である。福島の再興を 考える上で、この点は通らなければならない道である。今回の調査は、私達にとってそのた めのかけがえのない機会であった。今回の調査に協力していただいた東北電力株式会社及 びえこえね南相馬研究機構の皆様に対し心から感謝の意を申し上げたい。

## 6. 被災地の農業

#### (1) はじめに

震災及び原発事故の農業への影響等を調査するため、早稲田大学政治経済学部下川哲准教授に同行し、株式会社紅梅夢ファーム代表取締役斎藤良一氏と、有限会社高ライスセンター代表取締役佐々木教喜氏にお話を伺った。聞き取った内容は多岐にわたるが、当報告書の性格を考慮し、東日本大震災が農業に与えた影響、特に両法人が直面する課題についてまとめることとする。

## (2) 株式会社 紅梅夢ファーム

紅梅夢ファームの概要は以下の通りである。

#### 〔基本情報〕

福島市南相馬市小高区に所在する株式会社。2017 年 1 月 24 日設立。代表取締役の 佐藤良一氏は200 年以上続く専業農家の8代目。従業員数は13名で、水稲70ha、大豆70ha、ナタネ5haなどを栽培している。

#### 〔設立と東日本大震災〕

震災前、南相馬市小高区では 8 地区で集落営農を実践していたが、福島第一原子力発電所の事故により原発 20km 県内の小高区は警戒区域に指定され、営農は中断し、集落営農の機能も失われた(小高区では 2010 年と比較して、2020 年には経営体数 2%、経営耕地面積 15%にまで減少している)。当初はすぐに帰ることができると思われたが、結局小高区の避難指示が解除されたのは 2016 年 7 月であった。

この避難により同地域の農業は深刻な人手不足に陥った。特に家族を持つ 30~40 代は放射能への不安や避難先での生活基盤の構築等から帰還する人は少なく、小高・浪江・双葉においては原発事故後に 85 パーセントもの農家が委託・離農するとの判断をしているという。若い人は戻らず、高齢者は体力的・精神的な原因により営農できず、自分で営農を再開した農家は 3 件にとどまった。この極端な人手不足のなかで地域全体を捉えた面的再開をすすめるために、広域的なサポート機能を有する集落営農組織が必要と考え 3 階建て法人6として紅梅夢ファームが設立された。

# 〔紅梅夢ファームの取り組み〕

紅梅夢ファームは自社が所有する土地のほか、農業から離れた地権者と土地賃貸借契約を結んで当該農地上で営農することで農地面積を拡大している。このような個別の地権者との契約という形態やこの地域の地形の関係から、大規模農業といっても一面に田畑が広がっているような状態ではなく、周辺に圃場が散らばっているような形態である。

紅梅夢ファームは新卒社員の積極的な採用を行っているものの、いまだに担い手不足は解決されておらず、また販売価格の維持の困難性や風評被害・除染による地力低下も課題として存在する。これらの課題に対応するため、①大規模経営②品質維持・終了安定③省力化・効率化の観点からスマート農業技術7を活用している。

また、2017年の営農再開時 28ha だった農地面積は、10年で約10倍にまで拡大予定

6 1 階部分は地権者で構成される営農改善組合、2 階部分は生産組織・個人・法人等の担い 手、3 階部分が集落営農を統括し、機械のリース・労働力支援・人材育成等を行う法人と いう構造。紅梅夢ファームは3 階部分の法人にあたるが、2 階部分の担い手不足のため生 産も行っている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 農業については専門外であるため詳細な記述は控えるが、コンバイン等の農業機械や乾燥機等にはセンサーや発信機が取り付けられており、一般人がイメージする職人的農業とは違った印象を受けた。

であり、拡大のペースに従業員の確保が間に合っていない状態である。そのため、手間 のかからない飼料用作物等の生産も行っている。

その他、農林水産省の現地実証研究への協力、商品開発、企業との連携など、従来の 農家のイメージを離れた積極的な取り組みを多く行っている。特に風評払拭や小高の PR を目的とした情報発信には積極的であり、紅梅夢ファームのウェブサイト8は非常 に作りこまれた印象を受けた。また、インスタグラムアカウント<sup>9</sup>もある。

## (3) 有限会社 高ライスセンター

高ライスセンターの概要は、以下の通りである。

#### 〔基本情報〕

高ライスセンターは平成 14 年に設立された有限会社(現行法上は特例有限会社)だ が、その歴史としては昭和 60 年の高機械共同利用組合まで遡る。事務所は南相馬市原 町地区に立地。高地区と隣接する地区を中心に押釜地区や原町地区などの遠隔地でも 作付けを行っている。設立当初の作付面積は約 100ha だったが、現在は約 180ha まで 拡大している。平成 10 年には当時東北地方では技術的に困難と言われた乾田直播栽培 を開始、また減反政策時に転作作物として小麦の生産を始め、平成 14 年から自社生産 の小麦を使用した「多珂うどん」を販売するなど、早い段階から先端的な取り組みを行 っていた。

## 〔東日本大震災の影響〕

津波により海に近い一部の圃場は浸水の被害を受けた。 また、高地区は原発 20km 県 外であり、避難指示区域ではなかったが平成23年~25年まで水稲の作付は自粛してい た。

また、「多珂うどん」販売への影響も大きかった。震災直後から他県産の小麦に切り 替えたが、風評被害により販売額が震災前の 10%まで減少した(平成 26 年度からは自 社生産の小麦による加工販売を再開、風評払拭に取り組み、震災前の約 50%程度まで 回復している)。

# 〔震災後から現在までの取り組み〕

平成 26 年度から営農を再開、経営規模を約 240ha まで拡大している。高ライスセン ターも紅梅夢ファームと同様に地権者から委託をうけて農業を営んでいる農地が多く あるが、地権者は震災をきっかけに離農したというよりも高齢になって営農できなく なったことを理由に離農・委託するというケースが大半だという。紅梅夢ファームの場 合との違いの原因は不明である。 また、 農地拡大により経営規模は大きくなっているが、 人手不足という課題は共通であり、手間のかかる水稲は 100ha が限界で、残りは小麦 や大豆など手間のかからない作物を育てているという。

また ICT を栽培計画やほ場管理、作業状況の把握などへの ICT を活用、規模拡大に

<sup>9</sup> Kohbai\_yume\_farm (紅梅夢ファームインスタグラムアカウント)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> https://kyf.co.jp/(紅梅夢ファームウェブサイト)

備えた大型乾燥機の設置なども行っている。

#### (4) おわりに

両法人とも、原因にこそ若干の差異はあるものの、人手不足という課題については共 通しており、この地域全体として農業の担い手不足という問題があると考えられる。上 に述べたように、今回訪問した両法人は担い手不足を補うために様々な工夫を行って いるが、根本的な解決には至っていないように思われる。

もっとも、担い手不足という問題は農業のみが抱える問題ではなく、被災地全体が抱 える問題である。特に福島の沿岸地域では原発事故による避難生活の長期化により帰 還という選択をする人は少なく、時間の経過とともにその傾向は強くなっているよう に思われる。そのような状況の中で、紅梅夢ファームのように新卒の若者を採用できて いる事業者もあり、農業の復興が地域の復興につながっていくことを願っている。

最後になりますが、調査に協力していただいた株式会社紅梅夢ファームと代表取締 役である佐藤良一氏及び有限会社高ライスセンターと代表取締役佐々木教喜氏に対し て、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

## 7. 被災地の教育

#### (1) はじめに

震災や原発事故による人口の減少を回復するためには教育環境の充実が欠かせ ない。浪江町やその近隣に所在する保育施設・小中高等の教育現場ではどのような 教育環境が作られているのか、また地域に根付いた大学である福島大学ではどの ような取り組みを行っているのか。被災地における教育の現状・特色・課題を調査 するために、にじいろこども園、なみえ創成小・中学校、ふたば未来学園高校、福 島大学を各訪問し、聞き取りを行った。

### (2) にじいろこども園

### (2-1)園の概要

震災により保育所等が一時閉園になったため新設、平成30年より園児の受け入れが開始 された。インタビューは、町役場からの派遣で平成31年より園長を務める門馬純子さんに 答えていただいた。2019年の視察時も訪問しており、それ以後の変化を中心に述べる。

## (2-2)児童、保護者、施設、保育士

預かっている児童の人数は 2019 年時点では 10 名だったが、 現在は 37 名に、 また前回視 察時は 2 歳以上のみの受入れだったが、現在は 0 歳児から受け入れている。保護者の方は 町役場勤務の方がほとんどで、そのほかに道の駅、水産加工所、漁師の方もいる。

復興が進むにつれ人口が増え、保育の必要が高まった。そこでさらなる復興を後押しし、 待機児童を作らないために、施設の増築がこども園から提案され、町役場にて決定された。 令和3年3月11日には施設の工事が完了し、園児の定員が30人から90人に増えた。前も っての増築が効を奏し、現在待機児童を作らずに済んでいる。この際、福島再生加速化交付 金から建築費を、町の資金から備品代をだした。

保育士は随時募集しているが現状不足はしていない。関西の方から浪江復興のために来てくれた方もいるそう。門馬園長は町役場の職員であり、保育の知識は専門ではないため、保育や避難訓練等では保育士の方のアイデアに助けられているとのことだった。

# (2-3)保育状況、課外活動、小中学校との連携

南相馬市の公園や町役場、消防署見学など。創生小中学校と合同で、運動会や津波・地震 に備えた引き渡し訓練を行う。避難訓練や防犯訓練も定期的に行っている。

# (2-4)震災、放射線への考え方、問題や対策

給食の放射線量測定を引き続き行っている。最近給食で出す豆腐から規定値を超えた値が出たため少し騒ぎになった。

以下は、にじいろこども園で撮らせていただいた写真である。1 枚目は外観、2 枚目は園庭、3 枚目は園児達が創成小学校の校庭を借りて、小学校との合同運動会に向けたダンスの練習をする様子である。







# (3) なみえ創成小・中学校

# (3-1)学校概要

震災時に避難区域内すべての小中学校が休校になり、避難指示解除後戻ってきた児童生

徒の登校先として 2018 年 4 月 1 日開校。令和 4 年に近隣の小学校が閉鎖し、町内唯一の小中学校となった。今回インタビューさせていただいたのは中学校校長の馬場隆一さん。2018 年、2019 年の視察でも訪問しているため、ここでは 2019 年以後の変化を中心に述べる。(3-2)児童、教員等

小学生は、14名から22名へ、中学生は2名から15名へと増加している。他校への視察や教員間での勉強会の開催が盛んに行われていた。オンライン授業や他校とのビデオ交流ができるよう機具を整えていた。

## (3-3)授業、課外活動、他校との交流

前回視察時はできなかった、実際の授業の様子や教室の見学をさせていただいた。教室はひと学年に一つ。電子黒板や生徒一人に一つのタブレットを使用した授業がなされていた。 廊下には特別活動や課外活動の記録、修学旅行の写真などが飾られていた。

授業について、他校との交流も力を入れており、近隣の学校をつないでのオンライン授業の導入も目指されたが、学校ごとに時間割や時程が異なるため難しいそう。文科省の方が視察に来た際、試しに創成中学校の時程を変更して実施してみたが時間の調整が大変だったようだ。

特別活動は2019年視察の際にも話されていた演劇ワークショップや、哲学対話という活動をメインに行っている。演劇ワークショップとは数人の生徒でグループを組み、与えられたお題を演じるものであり、哲学対話とは、明確な答えのない哲学的な問いに対して生徒同士で意見し合うものである。これは子ども同士のコミュニケーション不足の問題を解消し、子どもの表現力・コミュニケーション能力の向上を目指して、双葉未来学園で実施されていたものを取り入れたものであり、少人数校であることを活かした同校の特色的な教育である。講師の方をお呼びしたり、オンラインでふたば未来学園の方と合同で行ったりと活動内容をさらに充実させている。

そのほかにも水素エネルギーの研究施設やロボットテスト場の見学、道の駅やイオン浪 江店での職場見学など、新しい浪江町の形成に密着した形の課外活動を多く行っていた。 (3-4)震災、放射線への考え方、問題や対策(測定、避難訓練等)

放射線対策では 2019 年視察時から引き続き給食の放射線量の測定や、バスでの送迎等を行っている。最近の出来事として、弘前大学の生徒らと協力して、周囲の生態系の調査(昆虫探し)イベントを企画したが、調査地区の一部に放射線量が少し高いところがあったことを保護者が気にしたのか、児童らの参加はほとんどなかった。しかし、請戸漁港からのヒラメの差し入れを給食にすることについて、保護者の方へお便りを送ったが反応はなかった。放射線量について、気にする方があまりいないとはいえ、保護者の方々の考えを無視できないため対応が難しいようだった。

以下は学校内を案内していただいた際の写真である。









# (4) 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校

# (4-1)学校概要

ふたば未来学園は、双葉郡広野町に平成27年度に開校した中高一貫校である。原発事故前、双葉郡にあった5つの高等学校が平成28年に休校したことに伴い、これらの学校を引き継ぐ形で新設された。現在生徒の3割~4割が双葉郡出身であり(開校時は、8割の生徒が双葉郡出身)、寮生が約1/3を占める。

# (4-2)聞き取り調査内容

同校は、従来型の入試に追われる学校生活とは異なる未来創造型教育を掲げていることが大きな特徴である。これは、震災、原発事故という未曾有の災害に見舞われ、解決困難な課題に直面した地域であるからこそ、これまでの価値観や社会のあり方を見直す必要があ

り、自らを変革し、地域を変革し、社会を変革する「変革者」を育成するという同校の教育目標による。具体的な取り組みとして、常時約200個行われている未来創造プロジェクトがある。これは、全生徒が地域の課題を発見し、その解決の実践に取り組むというものである。実際にこれらのプロジェクトの成果は、多くの探究発表会等で最優秀賞を受賞するなど、大きな実績を上げている。また、震災の記憶がない生徒が増えてくる中で、双葉郡の課題を知るために、入学後すぐに各町村を訪問する「課題遭遇」の機会が設けられており、これにより大きな衝撃を受け、上記のプロジェクト等に積極的に取り組む生徒が多いとのことであった。地域とのつながりという点では、学校内に地域の方が出入りできるスペースや、生徒が運営するカフェがあるというのも珍しいといえる。

中等教育の段階においてこれらの活動を行う意義として、高校を卒業するまでに自分の生き方や、社会における役割、地域における課題を見出した上で、進学や就職することにより、ふるさとを捨ててしまう人材ではなく、ふるさとに足をつけて地域を変え、社会を変える人材を育成し、そしてそれが地域の復興につながっていくということがあげられていた。実際に、同校の卒業時アンケートでは、同校での学びを通して、社会や地域とどのように関わり生きていくかを見出した生徒が約9割であることから、同校の特徴的な取り組みが上記の人材育成につながっているといえる。

同校は冒頭の開校経緯によりスポーツの盛んであった富岡高校も引き継いでおり、現在もバドミントンをはじめとしてスポーツの面でも大きな実績を残しており、体育館やバドミントンコートなどの施設も充実している。そして寮生の寮費も比較的安く抑えられている。しかし、これらも多くは、国の復興予算や個人・団体からの寄付などの支援によって賄われている部分もある。例えば、今後、復興予算が削減や廃止されたり、震災についての風化が進んで支援がなくなったりしてしまえば、現在のような教育活動ができなくなるおそれがあるという問題点もあることがわかった。また、現在の高校一年生と中学三年生が震災の記憶の有無の潮目であり、ドイツのホロコーストや広島の原爆の記憶、教訓の伝承に学ぶ必要性も言及されていたが、いずれは、震災を知らない世代が多数派になることから、震災や原発事故の伝承は今後の課題であろう。

#### (4-3)今後の展望

現在の日本は、震災復興の他にも東京一極集中や地方都市の過疎化、少子高齢化など様々な難題を抱えている。これらの難題に、中等教育期間に地域の課題に目を向けず、受験勉強ばかりをして育ち、ふるさとを捨ててしまう人材が立ち向かえるのかは怪しい。同校が行なっているような人材の育成教育の必要性は従来から言われており、震災を機にやっと実践することになったという側面もあったとのお話もあったが、これからの日本の教育はこのような教育にシフトしていく必要があるのかもしれない。そして、その際に、ふたば未来学園が先導的な役割を果たすと思われる。

#### (5) 福島大学

## (5-1)各団体の概要

福島大学では、学生団体である災害ボランティアセンター(災ボラ)と行政政策学類の大 黒ゼミの2団体に聞き取り調査を行った。

災ボラは、復興公営住宅でのコミュニティづくりや全国の子供に福島の良さを知ってもらうキャンプの開催をはじめとして、80を超える事業を登録メンバー約230名の学生が行っている団体である。また、大黒ゼミは、飯館村を活動拠点としているゼミであり、あえて活動内容に統一性をもたせず、学生のやりたいことや面白そうなことをまずやってみることで、飯館村に溶け込み、当事者となり、飯館村の課題解決を志向している団体である。(5-2)聞き取り調査内容

両団体の聞き取り調査をする中で、ともに被災地におけるコミュニティづくりという点で共通していると感じた。災ボラでは、原発事故による避難者などの住む復興公営住宅での飲食をしながらの住民同士の交流や健康体操などを支援する活動をされているとのことである。また、コミュニティづくりのための活動はその継続が重要であり、コミュニティが自立する前に活動を終了してしまえば、活動開始前に逆戻りをしてしまうというお話も伺った。大黒ゼミでは、帰村した高齢者を孤立させないために、村民が村民の自宅を訪れておしゃべりをする高齢者見守り事業にゼミ生が参加したり、村の食や文化の継承の点で高齢者に活躍してもらい、誰もが参加できる村の復興活動行っているとのことである。

もっとも、両団体の活動コンセプトは異なるように思われた。災ボラは、数年後の地域のあるべき姿を考えた上で、目の前にある課題の解決をし、活動に磨きをかけていくのに対し、大黒ゼミには長期計画はなく、その時に学生がやりたいことをやってみるという方針である。実際に、両団体が活動を共にしたりすることはこれまでなかったとのことであった。

震災復興支援という観点からすれば、両団体のそれぞれの方針はどちらも重要であるといえる。災ボラは、長期的な視点で継続的な活動を行っていくことにより、実際に、各所から協力の依頼が来たり、大企業とのプロジェクトの話が持ち上がったりするなど、活動の規模も大きくなっている。活動規模が大きくなり、例えば大企業と連携できるなどすれば、その活動をさらに持続させることができるようになる。また、大黒ゼミは、長期計画等に縛られることなく自由に活動をすることで、ゼミ生の方々の楽しそうな雰囲気を感じられた。このような活動方針は、復興支援に対する参加者を集めやすく、また、活動の幅も大きく広がっていくといえる。

両団体のそれぞれの活動は、被災地でのコミュニティづくり、震災復興を進めていく上で 欠かせないものであって、今後の更なる活動が期待される。

#### (5-3)大学の社会貢献

両団体は、学生団体とゼミという性質上、上記の活動は広い意味で言えば大学の社会貢献ということができる。大学は研究機関、学生への教育機関であるとともに、社会貢献が要求されている。それは、大学に、知識や技術、人材といった資源を社会に還元し、それにより社会の発展に資するという使命が与えられているからである。もっとも、一概に社会貢献と言っても大学の立地地域によって求められている社会貢献のあり方は変わってくるといえ、

福島大学のような震災の被災県にある大学であれば、震災復興への貢献が求められているといえる。その意味で、福島大学の立地地域のニーズに合った震災復興に取り組む両団体は大学の社会貢献として大きな意義を有しているといえる。

### (6) おわりに

災害時や被災後、教育現場においても多くの法律問題が生じる。その中で法曹はどのように介入すべきか。すでに震災いじめや避難訴訟など災害時のスクールコンプライアンスが問われる事件はいくつか存在する。また、町や学校としては災害によって失われた教育施設を回復、維持するための資金の調達も課題となる。議論が未発達な分野ではあるが、法律の専門家として法曹も、例えば、行政に対する支援金や教育への協力の打診、支援金申請の書類作成の補助などを通じて教育の発展に関与し得る。教育の課題を行政の問題と切り捨てるのではなく、学校や保護者・生徒らの助けとなるような方法を模索していくべきであろう。最後に、今回調査に協力していただいたにじいろこども園、なみえ創成小・中学校、ふたば未来学園、福島大学の方々に心から感謝を申し上げます。

## 8. 復興と外国人

### (1) はじめに

東日本大震災から 10 年が経過した現在では、国から被災地への援助を徐々に減らす動きがみられる。そのため、今後、さらに町を発展させていくためには、援助に頼らず自治体内で労働力や財源を確保する必要がある。しかし、多くの人は避難先に生活基盤が移ったこともあり、年々帰還者は減少している。そこで、新規居住者として外国人を積極的に誘致することが考えられる。ここでは、link る大熊10職員のサプコタ・プラティマさん、南相馬市多文化共生センターSAKURA<sup>11</sup>の渡邉昌徳さんをはじめとした職員の皆さま、浪江町役場の蒲原文崇さんへの聞き取り調査を踏まえて、外国人の受け入れについての現状とその原因、今後の展望について、大熊町、南相馬市、浪江町の3つの自治体を比較して検討する。

# (2) 聞き取り調査の概要

大熊町では、イチゴ農園で技能実習生が働いているそうだ。調べたところによれば、町が主催となって町内の農園で外国人留学生のインターンを開催する<sup>12</sup>など、外国人を積極的に受け入れる姿勢を見せており、復興が進んで農業が再開するとともに、さらに技能実習生をはじめとする外国人材が町を訪れる可能性がある。もっとも、こうした技能実習制度について、サプコタさんは、技能実習生にその町の良さや暮らしぶりなどを知らせてから考える期

<sup>10</sup> 大熊町交流ゾーン「link る大熊」 <u>https://okumakouryu.jp/linkru/</u> (最終アクセス 2023 年 1 月 9 日)

<sup>11</sup> 南相馬市多文化共生センターHP https://minami-soma.org/ (最終アクセス 2023 年 1 月 9 日)

<sup>12</sup> 大熊町 HP「国内外の学生が就農体験 ネクサスファームおおくまで農業インターン」 https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/somu/19399.html (最終アクセス 2023 年 1 月 9 日)

間を設け、個々の気持ちを確かめて町へ来ることが本人のためになると考えている。ネパール出身のサプコタさん自身は、いわき市内の大学へ留学生として進学後、福島に残りたいという思いで仕事を探し、link る大熊に就職した。他にもコンビニエンスストアの店員として仕事をしている方がいるなど、町内には様々な形で働く外国人がいるものの、いわゆる外国人コミュニティはないという。サプコタさんは現地の日本人と関わって現地のことを知りたいという思いが強く、link る大熊で開催されるイベントに参加し、地域の方々との交流を楽しんでいる。

南相馬市では、震災前から課題であった高齢化による労働人口減少問題が震災によって加速し、その対策として市が復興総合計画の中で多様な人材育成を掲げ、事業所の外国人材受け入れの支援と地域の受け入れ環境の整備を推進してきた。その一環として立ち上げられた SAKURA は、市から委託を受けて南相馬市に在住する外国人の生活支援、就労支援をする団体である。年 70 回にもわたる日本語教室や防災講座の開講、入管手続の支援などの実用的な支援のほか、南相馬市を好きになってもらうことを目的とした市内のツアーや各国の行事を楽しむイベントの開催も行い、地域との交流・外国人同士の交流も図っている。さらに、外国人向けの支援だけでなく、雇用主側である日本の企業に向けて技能実習制度の説明会をしたり、外国人に伝わりやすい「易しい日本語講座」を開講したりもしている。このような働きのおかげか、南相馬市では、コロナ禍で一旦は減少したものの、令和4年時点で458人もの外国居住者がいる。

浪江町では、民間企業の誘致・支援をしているそうだ。外国人人材の活用については町を 挙げて取り組む予定はなく、各企業に任せられており、現にサウジアラビア人技術者の研修 を浪江町で行う計画をしている企業がある<sup>13</sup>。各企業が外国人人材を活用するとなると、町 全体としての受け入れ環境を整える必要があるが、現在町としては積極駅に受け入れ地盤 を整理する予定はないとのことであった。

# (3) 比較

調査の結果、大熊町、南相馬市では自治体が外国人の誘致に積極的なのに対し、浪江町では比較的消極的な姿勢を見せていることがわかった。このような差が生まれた原因として第一に考えられるのは、雇用の多寡である。大熊町は未だに避難指示区域が残るものの、浪江町よりも早く一部の規制が解除された。これによって農業が早期に再開し、そこでの雇用が創出されたため、外国人を受け入れる体制を整えることができたのだと考える。南相馬市は震災後も避難指示が発令されなかった地域が多く、企業が市内に残って事業を継続・再開することが可能であった。これと復興需要が相まって、有効求人倍率が 2 倍を超えることもあったという。これに対し、浪江町は原発事故・津波の影響が甚大で、避難指示が解除さ

\_

<sup>13</sup> AIZAWA HP「サウジで PC 建築展開へ『AL SAEDAN BT Powered by AIZAWA』……浪江町でサウジ人技術者の 100 人研修プログラム」 <a href="https://www.aizawa-group.co.jp/news2022070701/">https://www.aizawa-group.co.jp/news2022070701/</a> (最終アクセス 2023 年 1 月 9 日)

れたのはここ数年のことである。そして多くの事業が避難解除後も事業を停止・撤退しており、外国人労働者はおろか、避難した元町民ですら仕事がなくて浪江に戻れないという声が上がっている状態である。まちづくり浪江代表の菅野さんによればパートタイマーの需要はあるそうだが、その雇用形態は「資格外活動」にあたるものであって、就労ビザの対象とならず、就労目的で来日する外国人とはマッチングしない。もっとも、現在浪江町ではまちづくりの一環として大規模な農場の開設の準備を進めていたり、上述のような民間企業の増加が見込まれたりと、今後フルタイムの雇用は増加することが予想される。そうなれば、南相馬市同様に高齢者が多く労働人口が相対的に少ない地域であることから、外国人材の活用を考えるときも来るのではないだろうか。

第二に、地域住民の受け入れる姿勢が異なるのではないかと考える。聞き取り調査や勉強会を通して、とりわけ浪江町には町が変わっていくことに対しネガティブな感情を抱く人が多いように感じた。他の地域よりも長い間避難を強いられ、そこでの新しい生活を捨ててでも浪江に戻りたいという強い気持ちを持った人が現在町内に暮らしていることを考えれば当然のことかもしれない。町民の方からは、新規移住者よりも元の町民が戻って来やすいまちづくりを優先してほしいとの意見も聞いた。こうした気持ちを尊重すると、新規移住者を増やすための政策としての外国人誘致は必ずしも良い効果をもたらすとは言えないのかもしれない。

## (4) 外国人の受け入れと法務

外国人の受け入れに伴う問題はそれだけではないと感じる。例えば、SAKURAではビザの更新等にかかる入管手続については行政書士のサポートを受けているものの、難民申請については各個人で行うことを基本としているそうだ。難民認定率が極端に低い現状から、費用対効果の関係などを考慮し法的サポートを受けることを勧めていないとの事だった。

確かに、現状の難民認定率を見ると、法的サポートを受けたことが結果を大きく左右するとはいいがたい。しかし、そもそも難民申請の手続きは複雑であり、日本語が自由に使える者であってもその手続きを全て適切に行うのは困難で、法的サポートの必要性が高い。また、最終的には訴訟に至るケースもあることから最初から弁護士とともに手続を行うことが理想的である。さらに、それ以前の問題として、法律の専門家である弁護士から難民性が認められないことの法的な説明を受けることや適切な方法で難民認定にチャレンジすること、難民申請を避けてより良い在留資格を得ることができないかを考える機会を受けること自体大きな価値がある。

このような問題は、SAKURAにおける難民申請の問題に限られない。法的問題に直面した際、適切な説明を受ける機会を得ることに価値があるのではないだろうか。例え自分の望む解決は困難であったとしても、適切な説明を受けて納得の上で諦める、あるいは最後まで懸命によりよい解決方法を探るのと、はたまた最初から諦めてしまうのとでは、結果や心持ちに大きな違いがある。その意味で、支援者が悪意なく法的支援へのアクセスの道

を閉ざしてしまうのは、支援者が相談の窓口となり問題を見つけ出しているからこそ、さらに惜しく感じる。

こういった課題を解決するために、法律家は紛争を解決することだけでなく、法律問題 にかかわる疑問を解消することも仕事であることを再認識し、そのことを積極的に周知し にいく必要があると考える。

## 9. 賠償問題

#### (1) はじめに

これまでの調査では、東電との賠償問題について、町民の方や弁護士会の先生方のお話を 伺った。そして、本年度では、浪江町役場で賠償支援を行っている役場内弁護士の大橋征平 さん、総務課賠償支援係係長の志賀美樹さんにお話を伺うことができた。町役場の方のお話 を踏まえ、賠償の現状、他の自治体にない浪江町役場の賠償支援、残された課題を各検討す る。

# (2) 賠償の現状

既に震災・原発事故から十年以上経つが、未だに賠償請求をしていない方も少なくないという。その理由としては、特定の項目について請求可能なことを把握していない、そのケースに該当していることを認識していない、あるいは、もう事故の問題にかかわりたくないと考える人や周りとの賠償額の差に不満を持ち対立してしまう人などが少なからずいるようで、住民が非協力的・消極的な場合もあるようだ。それでも、令和3年度においても役場には延べ804件の相談があり、電話対応(566件)、窓口対応(217件)、メール対応(12件)、訪問対応(10件)の対応形態があった。

現在、相談自体は徐々に減少しているものの、相続や離婚が絡み、問題は複雑化している。 実際に、離婚の財産分与で賠償金が問題となり、相手と連絡を取りたくないという相談者の ために、賠償支援係が間に立って連絡を取り合ったこともあるという。

ADRについては、浪江町民は他の自治体に比べ積極的で、現在は申し立て全体の3割ほどが浪江町民の申立となっている。しかし、当初は申し立て数が多数に上ったことから、申請後迅速に対応したり、比較的柔軟な判断を下したりしていたが、近年は申立総数が減少したためか、審査に時間をかけ、厳格で柔軟性に欠ける判断がされているように感じるそうだ。

#### (3) 賠償支援係の業務

浪江町役場総務課賠償支援係は平成25年ごろに町民の声を受けて立ち上がり、浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例に基づき、賠償対策、賠償請求支援等を行っている。東電からの賠償を受ける方法としては、集団ADR、個人ADR、東電への直接請求が挙げられる14が、平成30年に集団ADRが打ち切りとなったのちは、個人賠償の未請求解消、

 $<sup>^{14}</sup>$  集団 ADR とは、浪江町で行われた、町を町民の代理人とする原子力損害賠償紛争解決センター(原発 ADR)への慰謝料増額を求める集団申立てをいう。詳しくは 2019 年度の報告書  $^{16-17}$  頁(  $^{16-17}$  頁)を参照されたい。

個人 ADR 申立て支援が主な業務となっている。震災後は他の自治体でも同様の動きがあったが、現在こうした賠償支援について自治体が扱っているのは浪江町だけだという。ほかの自治体も浪江のような積極的な賠償請求支援をしてほしいと ADR センターが思っているのだろうと感じることもあるのだそうだ。

具体的な業務としては、情報発信、手続のサポートがある。賠償についての情報発信手段は、大きく分けて広報、説明会、町民への直接の連絡の3つがある。広報やメールマガジンには、和解の具体的な事例を載せることが多く、それを見て自身の状況と近いと感じた住民の方から賠償請求をしたいと電話がかかってくることもあるそうだ。しかし、広報の一部分に載せているに過ぎないので読み飛ばしてしまう人が多いことや、現在も町外へ避難している方から広報の送付自体を拒否されることもあり、伝達方法がなくなってしまうことを懸念されていた。賠償についての説明会は、単独で開催しても参加者が集まりづらいため、健康診断などと抱き合わせで開催するといった工夫もされており、説明会の回数を増やした令和元年には浪江町民のADR申立件数が急増している15。また、町民へ直接連絡をするという手段は、相手方の情報のキャッチ力に左右されずに必要な情報を伝達することができ、非常に効果的である。具体的には、要介護認定を受けて精神損害が増額できたり、震災時に借家に住んでいて住居確保損害を賠償請求出来たりするケースについては、該当者に対して電話で連絡を取るといった形でフォローしたことで、85件、総額2.6億円もの未請求の解消につながった。

個人 ADR の手続のサポートの一環として、福島県弁護士会と浪江町が協力して行っている損害賠償請求支援制度があるが、利用する住民はほとんどいない。多くの住民が賠償請求の手段として個人 ADR を利用しているところ、ADR は弁護士を付けず個人で追行することができ、かつ無料で利用できる手段なので、補助制度を使えば数万円で済むといえど、あえて弁護士を有料で雇う人が少ないのではないかと考えられている。さらに、大橋先生によれば、仮に弁護士を付けたとしても賠償額が変わるケースはほとんどないという。しかし、これは法曹の助力が不要であることを意味するのではなく、ADR センターの調査官の方が丁寧に聞き取りをしてくれていることに起因するようだ。

#### (4) 残る課題

以上のように、賠償支援係の方々の活躍によって多くの未請求事案が解消されてきた。しかし、東電や国による生活困難者や住所不定の方に対する対応や請求の時期などの些細な事情によって賠償の金額や可否を変えるやり方に未だ課題があると感じるようだ。また、弁護士が介入することはあまりないそうだが、個人情報保護の観点から役場が取得できる情報には限りがあったり、相続や離婚など他の法律問題の絡む事案があったりすることを踏まえれば、法律家にできること、やるべきことも残されていると考える。

ところで、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は2022年12月22日、東京電力福島

\_

<sup>15</sup> 前年度の申立件数が 145 件であるのに対し、令和元年は 411 件となっている。

第1原発事故に伴う国の賠償基準「中間指針」を見直して対象を大幅に拡充する第5次追補 を決定し、公表した16。見直しは2013年以来9年ぶりのことであり、ADRでの和解実績を 踏まえた新基準も取り入れられるなど、町役場が10年という長期にわたって町民をサポー トし続けた努力が色濃く反映されている。もっとも、故郷から避難することを強いられ、避 難先で心無い言葉に胸を痛めたり、慣れない生活に苦心したりした精神損害が数十万で解 決したと思われてよいのかは疑問が残る。そして、金銭による賠償を受けたとしても、未だ 故郷に戻れない人たちがいることや金銭に代えられない損害があることに考えを巡らせば ここで満足してよいものではない。

<sup>16</sup> 浪江町 HP「原子力損害賠償に係る中間指針が見直されました」 https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/32069.html (最終アクセス 2023 年 1 月 9 日)